



平成 19 年 5 月 31 日

各 位

会社名	小野建株式会社
代表者名	代表取締役社長 小野 建
コード番号	7414 東証第一部・福証
本社所在地	大分県大分市大字鶴崎 1995 番地の 1
問合わせ先	代表取締役専務 小野 哲司 093-561-0036

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 31 日開催の取締役会において、平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 58 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ( 1 ) 株主の皆様の利便性の向上を図るために、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するものであります。( 変更案第 11 条 )
- ( 2 ) 株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に対し迅速に対応するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更することとし、これに伴い、取締役の任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。( 変更案第 23 条 )
- ( 3 ) 取締役・監査役が期待された役割を十分に発揮できるように会社法第 426 条および 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づく規定を新設するものであります。なお、第 30 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。( 変更案第 30 条、第 38 条 )
- ( 4 ) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨の規定を新設するものであります。( 変更案第 40 条 )

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 19 年 6 月 22 日 ( 金曜日 )
定款変更の効力発生日	平成 19 年 6 月 22 日 ( 金曜日 )

別紙

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>(新 設)</p> <p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第11条 <u>当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 2 9 条 ~ 第 3 5 条 ( 条文省略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 6 条 ( 条文省略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p>第 3 7 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 3 1 条 ~ 第 3 7 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 監査役 の 責 任 免 除 )</p> <p>第 3 8 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 ( 監査役であった者を含む。 ) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 3 9 条 ( 現行どおり )</p> <p>( 剰余金の配当等の決定機関 )</p> <p>第 4 0 条 当社は剰余金の配当等<u>会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>( 剰余金の配当の基準日 )</p> <p>第 4 1 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 3 0 日とする。</p> <p>3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>第<u>42</u>条 (現行どおり)</p>

以上